

各務原市建築設計業務委託特記仕様書

第1 業務概要

1. 業務名称 (各務原市新庁舎建設基本設計業務委託)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 (各務原市庁舎)

(2) 施設の場所 (岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地)

(3) 施設用途 (庁舎)

平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第4号 第2類とする。

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「⊗」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (12,737 m²)
- b. 用途地域及び地区の指定等 (商業地域)
- c. 防火地域 (準防火地域)
- d. 建蔽率 (80%)
- e. 容積率 (400%)
- f. 高さ制限 (航空法の制限有り)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 (14,000 m² 程度)
- b. 施設の階数 ()
- c. 主要構造 ()
- d. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月28日付け）による、耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構造体 (○Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ) 類
- 2) 建築非構造部材 (○A ・ B) 類
- 3) 建築設備 (○甲 ・ 乙) 類

(3) 工事の条件

- a. 予定工事費 (6,300,000,000 円)
- b. 工事工期 着手予定年月：平成31年
完成予定年月：平成32年

(4) その他の設計と条件については、次による。

- コストと品質の両面を考慮し設計を行うこと。
 - 環境との共生、省エネルギー等に配慮すること。
 - ユニバーサルデザインに配慮すること。
 - ライフサイクルコストについて配慮すること。
- 上記工事を行うための一切の設計業務を行う。

第2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「各務原市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ・建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

※上記業務全体の % を対象外業務とする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

・積算業務

- ・建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

○透視図作成

[種類（ 全景鳥瞰図・外観・内観 ） 判の大きさ（ A3 ） 枚数（全景1・外観2・内観3 ） 額の有無（ 有 ） 材質（ アルミ ）]

・透視図の写真撮影

[カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）]

○模型製作

[縮尺（ 1/300 ） 主要材料（ スチレンボード ） ケースの有無（有） 材質（アクリル ）]

・模型の写真撮影

[カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）]

- ・計画通知手続き業務（手数料の納付は含まない）
- ・関係法令等に基づく各種申請手続き業務
 - （標識看板の作成、設置報告書等の届出）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
 - ・営繕事業広報ポスターの作成
 - ・建築物の利用に関する説明書の作成
- 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
 - パブリックコメント用資料 1回
 - 広報資料作成
 - ・日影図の作成
 - ・総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
 - ・耐震補強計画の見直し業務及びこれに伴う耐震判定会への付託業務
 - ・各務原市都市景観条例に関する届出の手続き業務
 - ・各務原市緑の条例に関する協議の手続き業務
- 市民意向把握
 - 市民ワークショップ：5回程度開催
 - 障がい者団体等意見交換会：5回程度開催
 - 上記に伴う資料作成、意見収集、運営支援、記録整理を行う
- 新庁舎建設庁内検討委員会、基本設計アドバイザー会議（仮称）への出席
 - 新庁舎建設庁内検討委員会（月1回程度開催）、作業部会（必要に応じて）
 - 学識経験者による基本設計アドバイザー会議（仮称） 3回程度開催
 - 上記に伴う資料作成、会議への出席、説明、記録整理
- 外構基本設計
- 各種障害対策計画
 - 電波障害、日照障害、工事中の振動、騒音
- 模擬地震動作成（免震構造の設計業務を含む）

2. 業務の実施

（1）一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

（2）適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

- a. 共 通

○官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(平成25年版)
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(平成8年版)
○官庁施設の環境保全性基準	(平成26年版)
○官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準	(平成17年版)
○官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	(平成18年版)
○省エネルギー建築設計指針	(昭和55年版)
・官庁営全事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)	(平成14年版)
・建築設計業務等電子納品要領(案)	(平成14年版)
○建築CAD図面作成要領(案)	(平成14年版)
○公共建築工事積算基準	(平成27年版)
・公共建築工事共通費積算基準	(平成26年版)
・公共建築工事標準単価積算基準	(平成27年版)
・営繕工事積算チェックマニュアル	(平成27年版)
○建築物解体工事共通仕様書	(平成24年版)
・建築工事における建設副産物管理マニュアル	(平成18年版)
○岐阜県福祉のまちづくり条例			
○防衛施設周辺防音事業 工事標準仕様書	(平成27年版)
・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準	(2001年版)
・既存鉄筋コンクリート造建築物の改修設計指針	(2001年版)
・	()
・	()
			・貸与
			・貸与
b. 建 築			
○建築工事設計図書作成基準	(平成21年版)
○敷地調査共通仕様書	(平成27年版)
○公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	(平成25年版)
○公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	(平成25年版)
・公共建築木造工事標準仕様書	(平成25年版)
○建築設計基準	(平成26年版)
○建築構造設計基準	(平成25年版)
・建築工事標準詳細図	(平成22年版)
○構内舗装・排水設計基準	(平成22年版)
・	()
・	()
			・貸与
			・貸与
c. 建築積算			
○公共建築数量積算基準	(平成23年版)
・公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(平成24年版)
・公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	(平成26年版)
・	()
			・貸与

・ () ・貸与

d. 設 備

- 建築設備計画基準 (平成27年版)
- 建築設備設計基準 (平成27年版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (平成27年版)
- 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)
- 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (平成25年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)
- 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成25年版)
- 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (平成25年版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成25年版)
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (平成16年版)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (平成27年版)
- 各務原市排水設備施工基準

・ () ・貸与

・ () ・貸与

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (平成15年版)
- ・公共建築設備工事内訳書標準書式 (設備工事編) (平成24年版)
- ・公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (平成26年版)
- ・ () ・貸与
- ・ () ・貸与

(3) 提出書類

業務実績情報の登録の要否

・要

受注者は公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

※不要

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務実績及び手持業務の状況

- (b) 照査技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務実績及び手持業務の状況
- (c) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務実績及び手持業務の状況
- (d) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数
- (e) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）
- (f) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、業務実績及び手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- (g) プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

また、環境配慮型プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した業務の場合は、設計成果について、総合的な環境保全性能（「官庁施設の環境保全性に関する基準」（平成17年3月31日国営環第7号）に規定する項目等）とともに、生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の評価を実施する。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

○建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士

- ・建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(6) 照査技術者の資格要件

照査技術者の資格要件は次による。

○建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

- ・建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(7) 貸与資料等

(a) 既存設計図書等

- 既存建築物設計図書一式
- ・既存工作物設計図書一式

(b) 既存資料等

- 既存敷地調査資料（柱状図）
- ・耐震診断調査書及び耐震補強計画書

(c) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> ・適用基準等のうち、 ・貸与に○印の付いたもの ・ ・ 	

貸与場所（ 各務原市都市建設部建築指導課内 ） 貸与時期（ 設計着手時 ）
返却場所（ 各務原市都市建設部建築指導課内 ） 返却時期（ 設計完了時 ）

（８）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- （a）業務着手時
- （b）調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- （c）その他（ ）

（９）その他、業務の履行に係る条件等

- （a）指定部分の範囲（ ）
 - ・指定部分の履行期限（ ）
- （b）成果物の提出場所（ 各務原市都市建設部建築指導課内 ）
- （c）成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

（d）写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1）写真を公表すること。
 - 2）写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

成果物	部数等	製本 形態	適用
e. その他 ○透視図 ○模型 ・リサイクル計画書 ○設計説明書 ・ () ・ ()	各1部 各2部 各2部		
f. 資料 ○各種技術資料 ○各記録書 ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書 ・グリーン庁舎評価システム (GBES) 目標値報告書 ・グリーン庁舎・改修計画システム (GBES-Re) 目標値報告書 ・CADデータ ・ ()	一式 一式 一式 一式 一式 一式		

(注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中を含めることができる。

: 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中を含めることができる。

: 建築(総合)設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。

: 成果物は、電子データ化しCD-Rで提出する。

: 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領(案)」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。

成果物等	部数等	製本 形態	適用
e. 建築積算 ・ 建築工事積算数量算出書 ・ 建築工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 営繕工事積算チェックリスト ・ ()	各1部 各1部 各1部 各1部		
f. 電気設備積算 ・ 電気設備工事積算数量算出書 ・ 電気設備工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ ()	各1部 各1部 各1部		
g. 機械設備積算 ・ 機械設備工事積算数量算出書 ・ 機械設備工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ ()	各1部 各1部 各1部		
h. その他 ・ 透視図 ・ 透視図の写真 ・ 模型 ・ 模型の写真 ・ 防災計画書 ・ 省エネルギー関係計算書 ・ リサイクル計画書 ・ 設計説明書 ・ 概略工事工程表 ・ 営繕事業広報ポスター ・ 施設使用条件書 ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) ・ グリーン庁舎評価システム (GBES) ・ グリーン診断・改修計画システム (GBES-Re)	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部		

成果物等	部数等	製本 形態	適用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日影図 ・ 耐震補強計画書 ・ 各務原市都市景観条例に関する届出書 ・ 各務原市緑の条例に関する協議書 ・ () 	<ul style="list-style-type: none"> 各1部 各1部 各1部 各1部 		
<ul style="list-style-type: none"> i. 資料 ・ 各種技術資料 ・ 構造計算データ ・ 各記録書 ・ 委託業務チェックリスト ・ C A D データ ・ () 	<ul style="list-style-type: none"> 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 一式 		

(注) : 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に入れることができる。

: 設計図は、適宜、追加・削除してもよい。

: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。

: 成果物は、電子データ化しCD-Rで提出する。

: 製本図面は、○A2版 ○A4版(縮小版)を標準とし、各2部提出すること。

: 入札用図面は、調査職員の指示する部数を提出すること。

: 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領(案)」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。

: CADデータ及びPDF変換データを格納したCD-R一式を1部提出すること。

: 補助金交付申請用図面及び資料は、調査職員の指示する部数を提出すること。